

一般社団法人日本病院会

京都府支部規約

(名 称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本病院会定款第3条および都道府県支部設置規則第2条の規程により「一般社団法人日本病院会 京都府支部」と称する。

(事務所)

第2条 この支部は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目 的)

第3条 この支部は、京都府内の一般社団法人日本病院会会員病院の一致協力により、病院の向上発展と相互の親睦をはかり、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行うことができる。

- (1) 病院相互の連絡協議と地域活動に関する事項
- (2) 病院勤務職員の資質、能力向上に関する事項
- (3) 病院施設の充実並びに管理・運営の改善に関する事項
- (4) 病院経営の改善に関する事項
- (5) 県下医療行政の協力に関する事項
- (6) 一般社団法人日本病院会選挙規程による代議員の選出に関する事項
- (7) 一般社団法人日本病院会諸事業の窓口業務に関する事項
- (8) その他目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 この支部の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人日本病院会加入の会員
- (2) その他本会の事業に賛同し、将来一般社団法人日本病院会会員となる者

(役 員)

第6条 この支部に次の役員をおく。役員は総会で選任する。

1. 支部長 1 名
2. 副支部長 4 名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長はこの支部を代表し、業務を処理する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は一般社団法人日本病院会役員の仕事と同じとする。

ただし再任は妨げない。

(総会・役員会)

第9条 この支部の総会は年1回開催し、役員会は随時開催する。

なお、必要に応じて支部長が総会及び役員会を招集することができる。

(会費等)

第10条 この支部の経費は、一般社団法人日本病院会の助成金その他をもって充てる。

(会計年度)

第11条 この支部の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第12条 当支部規約は、総会の承認により変更することができる。

附則 この規約は令和6年7月3日から施行する